

東京都出産応援事業について

1 目的

コロナ禍において、子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品や子育て支援サービス等を提供し、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、子育て家庭のニーズを把握し、施策へ反映する。

2 対象世帯

次の基準日時点で出生した子どもを含む住民登録が都内にある世帯

(1) 令和3年1月1日から令和3年3月31日に出生

基準日：出生日かつ令和3年4月1日

(2) 令和3年4月1日から令和5年3月31日に出生

基準日：出生日

3 支援内容

子ども1人当たり10万円分の育児用品や子育て支援サービス等

4 事業期間

令和3年度から4年度の2年間

5 事業の流れ

- (1) 区が東京都の委託を受け、新生児出生家庭を抽出し、東京都の専用ウェブサイトへアクセスするためのID・パスワードを対象世帯へ郵送する。
- (2) 対象者は東京都の専用ウェブサイトで利用登録後、子育て支援等に係るアンケートに回答し、希望する育児用品・子育てサービス等を選択する。
- (3) 東京都の委託事業者から、対象世帯へ選択した育児用品やサービスが提供される。

6 ID等の郵送時期（予定）

(1) 令和3年1月1日から3月31日までに出生した対象世帯

令和3年4月15日に抽出し、令和3年5月15日以降郵送

(2) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに出生した対象世帯

原則として、毎月中旬に前月分の対象世帯を抽出し、月末に郵送